

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社九電工  
業者の住所：福岡県福岡市南区那の川1-23-35
- 2 指名停止措置期間：令和元年5月15日～令和元年8月14日
- 3 指名停止措置の範囲：九州防衛局管轄区内（福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県）

### 4 事実概要

本件は、株式会社九電工行橋営業所長が、福岡県築上町が発注した「し尿処理施設建設工事」において、入札参加条件の変更及び参加者等の情報提供をするよう町議に働きかけたとして、平成31年3月9日に福岡県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたものである。

更に、同工事にて同社が落札できるよう便宜を図ってもらった見返りとして同町町議に現金を渡した贈賄の容疑で同年3月30日に再逮捕されたものである。

また、同工事の入札で他の入札参加者に同社入札額を上回る金額で入札させ、その見返りとして利益供与を行ったとして、別の社員3名も同年4月3日に談合の容疑で逮捕されたものであるものである。

### 5 指名停止措置理由

当該業者たる、株式会社九電工行橋営業所長等が公契約関係競売入札妨害等の容疑により逮捕されたことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第8号ア（競売入札妨害又は談合）に該当する。

従って、本件については、指名停止3か月を適用する。

### <指名停止措置要領付表第2>

措置要件	期間
1～7 省略 (競売入札妨害又は談合)	
8 次のア又はイに掲げる者と締結した工事請負契約等に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはアに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで控訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。 ア 対象区域内の他の公共機関の職員 イ 対象区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日から  2月以上12月以内 1月以上12月以内
9～16 省略	